



知っておきたい環境キーワード

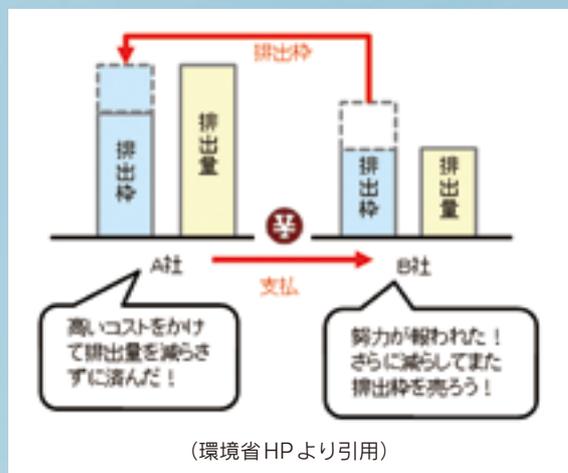
新たな視点で
一歩先取り

国連総会で「2020年に温室効果ガスを1990年比25%削減」と表明した民主党政権は、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引市場の創設や、地球温暖化対策税の導入などをマニフェストに掲げています。

今回は、そのうち、すでに制度を導入している欧州連合（EU）の例を中心に、排出量取引「キャップ・アンド・トレード」の概要を紹介します。

◎キャップ・アンド・トレードとは

温室効果ガスの総排出枠（キャップ）を定めて事業所などに配分し、過不足分を売買（トレード）する制度のことを「キャップ・アンド・トレード」といいます。企業や事業所等はこの枠を遵守することが求められ、仮に遵守できなかった場合、その企業には罰金等のペナルティが課せられます。逆に、設定された枠内に排出量を抑えた場合は、その余剰分を排出しすぎて枠が足りなくなった企業に売ることができます。排出枠の決め方には、過去の実績に基づき排出枠を無償で配分する「グランドファザリング」方式、産業など特性の似通ったグループごとに適切な排出枠を設定し、それを基に無償で配分する「ベンチマーク」方式、競売によって排出枠を有償で配分する「オークション」方式の3つがあります。



◎EU域内排出量取引制度 (EU-ETS)

キャップ・アンド・トレードの代表例として、2005年に開始した欧州連合（EU）の域内排出量取引制度が挙げられます。EUの排出量取引制度は、第1期から第3期に段階が分かれており、第1期（2005年～2007年）の試行期間では、排出枠の95%をグランドファザリング方式によって決定し、残りの5%にオークション方式を採用しました。参加国は25カ国で、対象ガスは二酸化炭素のみとしています。参加国内の発電所や鉄鋼・製鉄所など、約11,000カ所が対象施設となり、主な罰則として超過1トンあたり罰金40ユーロが課せられました。第2期（2008年～2012年）では、参加国が27カ国となりました。第1期との主な違いとして、国ごとに対象ガスの追加が可能になったこと、オークション利用枠を10%に増加したこと、罰金が100ユーロに引き上げられたこと等が挙げられます。第3期（2013年～2020年）では、割当てを原則すべてオークション方式にする予定です。発電所などから取り組みを始め、2020年までに移行完了を目指しています。さらに、排出枠の割当てをEU全体とし、管理対象分野を航空・石油化学部門などにも拡大する予定です。

◎国際炭素行動パートナーシップ (ICAP)

国際的なキャップ・アンド・トレード市場の構築に向けた動きとして、2007年10月、ICAP（International Carbon Action Partnership：国際炭素行動パートナーシップ）が発足しました。ICAPは、義務的なキャップ・アンド・トレード制度を実施済又は実施を約束している政府又は公的機関によるフォーラムです。地域炭素市場の設計、互換性、リンク可能性を議論し、その障害と解決策を特定する予定で、各国各地域の制度を国際的にリンクするためのルール作りを開始しています。EUや米ニューヨーク州など9州、ニュージーランドなどが締結しており、現在では29カ国・地域・機関にネットワークが広がっています（2009年8月現在）。日本は現在オブザーバーとしての参加ですが、東京都が1主体として参加しています。

以上のように、キャップ・アンド・トレードによる排出量取引制度が世界各国に広がってきています。

省エネルギー対策～生産設備の排熱

改正省エネ法対応に向けて

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）「工場に係る措置」の施行日（平成22年4月）まで半年をきりエネルギーの使用状況届出に向け、エネルギー使用量の把握に努められておられると思います。データの記録はもとより機器類の運用状況を確認し、今後の改善を見つけたす視野を広げていきましょう。

1. 工場の排熱の有効活用

1-1. ボイラー排ガス、廃水からの熱回収

改善策

- ・ボイラー給水加熱器（エコマイザー）をボイラー排ガス用煙道に取り付ける。
- ・ブロー水の熱回収を行い、ボイラー給水の予熱を行う。

改善効果

- ・エコマイザーの効果：ボイラー効率が6%上昇する。
- ・ブロー熱回収効果：ブロー水からの熱回収による燃料削減額

$$Fh = \frac{\alpha \times B \times (i - i_0)}{C \times \eta / 100} \times A$$

留意事項

- ・排ガスからの熱回収ではエコマイザー以降も排ガスから凝縮水が発生する場合がある。耐食材料の選定、材料の伸縮吸収、スケールの除去等、十分に検討する必要がある。

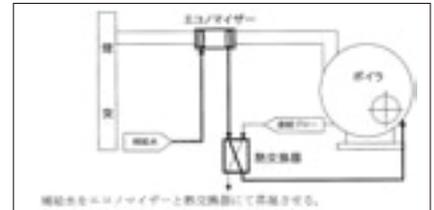


図1. ボイラー排ガス、廃水からの熱回収概要図

Fh	: ブロー水の熱回収による燃料削減額 (円)
α	: 連続ブロー装置の熱回収効率
B	: ブロー量 (リットル)
i	: ボイラーブロー水のエンタルピー (J/kg)
i0	: 給水のエンタルピー (J/kg)
C	: 燃料の低発熱量 (J/kg)
η	: ボイラー効率 (%)
A	: 燃料の単価 (円/kg)

1-2. 冷凍機冷却水からの熱回収

改善策

- ・冷凍機運転時の冷却水からの放出熱を回収し、除湿再熱コイルの温水として利用する。
 - 1 冷却水温度・・・37℃程度
 - 2 除湿再熱の温水温度・・・32℃程度
 - 3 冷却水管と再熱水管との間に熱交換器を介し、熱回収を行う。
 - 4 冷凍機運転時は、つねに冷却水からの熱回収が期待できる。

改善効果

- ・温熱源として、温水供給ができ(供給温度はあまり高くない)多湿時の除湿再熱運転が可能となる。
- ・冷却水温度低下に伴い、冷却塔補給水の削減が可能となる。
- ・冷却水温度低下に伴い、冷却塔ファンの稼働率が減り、電力消費量の削減が可能となる。

留意事項

- ・冷凍機の冷水供給能力に応じて、温水供給能力が決まるので、冷水と温水の供給バランスが重要である。

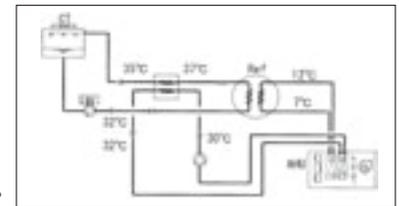


図2. 冷凍機冷却水からの熱回収概要図

1-3. 熱回収ヒートポンプの採用

改善策

- ・冬期冷房要求がある場合や工場などの除湿冷却時に再熱要求がある場合など冷水・温水同時要求がある場合に熱回収ヒートポンプを採用する。

改善効果

- ・熱源のエネルギー消費量を削減できる。

冷房能力106kwの熱回収ヒートポンプの例
(冷水 7℃→12℃、温水 45℃→40℃)

	能力[kW]	消費電力[kW]
1 冷房運転	106	37.9・・・①
2 暖房運転	118	39.7・・・②
		①+②=77.6・・・③
3 熱回収運転	冷房 103 暖房 140	36.6・・・④
		③-④=41 ←熱回収によるヒートポンプ消費電力削減量

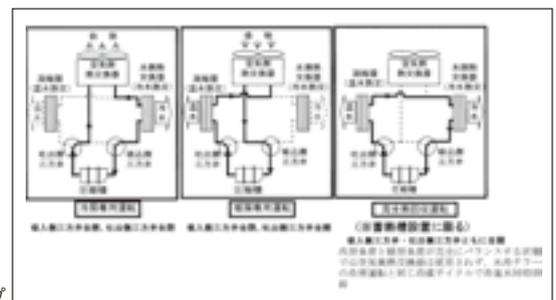


図3. 熱回収ヒートポンプシステム概要図

留意事項

- ・熱回収運転時、冷房主体運転時の最大暖房出力・暖房主体運転時の最大冷房出力がそれぞれ要求事項を満たしているか確認する。
- ・蓄熱槽を設置することで、効率的な運転を行うことが可能である。

1-4. コージェネレーションの採用

改善策

- ・ガスや油を燃料として発電機を動かし、発電するとともに発電機からの排熱を回収し利用する。
- ・排熱の利用は年間安定した熱負荷である給湯に用いるのが良い。

改善効果

- ・従来の電気料金のほかボイラーの燃料費とコージェネレーション燃料費の差額が省エネルギー効果になる。

留意事項

- ・排熱が利用できない場合はメリットがない。
- ・排熱の有効利用に見合った発電規模を選定する。(全必要電力の1/3程度の発電規模の採用が多い。)
- ・規模、用途に応じて機種選定をする。
- ・非常用発電機と兼用ができる場合があるので、所轄消防との打ち合わせが必要である。
- ・系統連系が可能なので電力会社との打ち合わせが必要である。

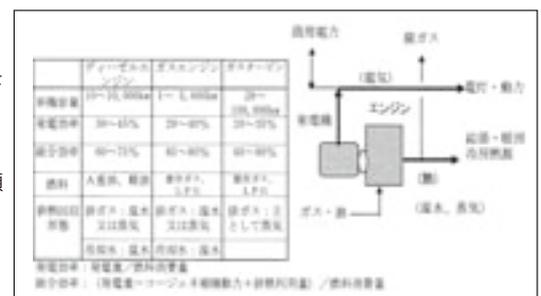


図4. コージェネレーション区分表、概念図

と自然エネルギーの有効活用～

2. 自然エネルギーの活用

2-1. フリークーリング

改善策

- ・冬期停止中の冷却塔を利用し冷却塔による気化熱を熱エネルギーとして利用し、冷水を作り冷凍機の負荷を低減させる。

システムパターン

- 1 冷却塔により直接冷水を造り、熱交換器を介し冷房を行う。
- 2 冷却塔により冷水を造り、冷凍機入口冷水の予冷を行う。

改善効果

システムパターン1での試算

年間冷房運転ターボ冷凍機500RT（1台260kW、開放型冷却塔500RT（1台）のシステム）

（電気料金に特化したコスト試算）

年間運転時間・・・8h×25日×12ヶ月＝2,400h
 フリークーリング時間・・・8h×25日×3ヶ月＝600h（外気WB≤6℃）

↓

冷凍機消費電力量削減・・・600h×260kw×0.5（負荷率）＝78,000kwh
 予想金額・・・78,000kwh×15円/kwh＝1,170,000円
 ＊1kwh＝15円

留意事項

- ・冷却塔を使つての熱回収の為、気候の影響を受ける。
- ・フリークーリングの効果的な切替時期の検討が必要。（切替時期の目安・・・外気WB≤6℃）
- ・冷凍機の凍結防止対策等の検討が必要である。

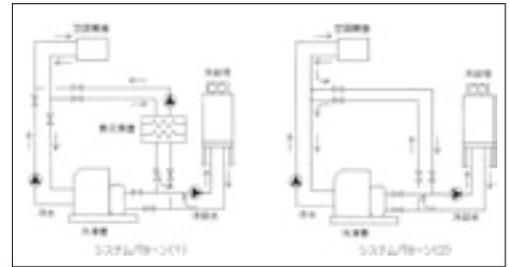


図5. フリークーリングシステムパターン図

2-2. 外気による冷房

改善策

- ・外気の取り入れ量は建築基準法で決められているが、冷房時に室内より外気のエンタルピが低い場合は、外気を積極的に取り込んで冷房に使用することで省エネルギー化が可能となる。

外気負荷は以下の式で表される。

$$Q_{oa} = (i_{oa} - i_r) \times q_{oa}$$

Q_{oa} : 外気負荷 i_{oa} : 外気温度 t_{oa} 湿度 ϕ_{oa} の時のエンタルピ
 q_{oa} : 外気量 i_r : 室内温度 t_r 湿度 ϕ_r の時のエンタルピ

($i_{oa} - i_r$) > 0 の場合は、空調負荷になる

($i_{oa} - i_r$) < 1 の場合は、冷房に使用可能（外気を積極的に取り込む）

改善効果

- ・最小外気量取入で空調負荷を低減が可能となる。
 ($i_{oa} - i_r$) > 0 の場合は、空調負荷になる
- ・外気を積極的に取り入れて冷房負荷を処理し省エネルギーを図る。
 ($i_{oa} - i_r$) < 1 の場合は、冷房に使用可能

冷房負荷領域であるが、室内空気のエンタルピより外気のエンタルピの方が低い場合の導入方式を図6に示す。この時に最小外気導入を行うと

(b) の状態となり Δi だけ冷却コイル負荷が大きくなるので (a) のように最大外気導入を行い冷却コイル負荷を低減させた方が有利である。

空調機の吹出温度 (t_s) 上に外気の温度が一致した状態線では、外気冷房能力と室内負荷が相殺され熱源を使用せずに冷房が可能となる。

$$q_c = q_{oa} \times (t_r - t_s) \quad q_c : \text{冷房顕熱負荷} \quad q_{oa} : \text{外気導入量}$$

$t_s = t_{oa}$ t_r : 室内温度 t_s : 吹出温度 t_{oa} : 外気温度 (t_s)

①、②の判断（どちらが有効か）はパソコン等でタイムリーに行わなければならないが一般的には、一日毎に運転管理者が判断して行っている場合が多い。

留意事項

- ・外気冷房が可能範囲では、低負荷時等で室内の相対湿度の上昇を引き起こす可能性がある。

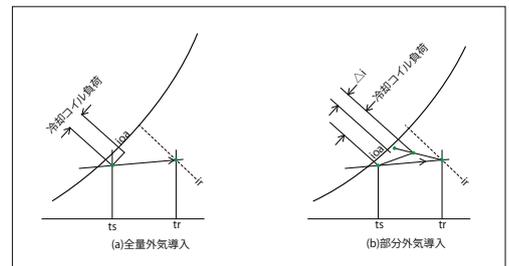


図6. 外気導入量による冷却コイル負荷の違い

3. おわりに

今回は工場設備からの排熱と自然エネルギーの有効活用事例の一部を紹介させていただきました。現状設備の運用状況を再確認し、更なる改善をしていきましょう。

改善の視点

1. 事業所全体での冷熱、温熱の使用状況を把握する。（現場を見て考える）
2. 冷熱、温熱の同時使用がないか確認する。（特に中間期での熱の授受を考える）
3. 中間期、冬期に冷熱の使用がないか確認する。（外気の活用が可能か検討する）
4. 現状を否定し固定観念をなくす。（立場を変えてみる目、考える癖をつける）

作成者：環境GS認定制度運営委員 株式会社 ヤマト エネルギー管理士 清水 操

引用文献 | 社団法人 日本空調衛生工業協会 「空調衛生設備の省エネルギー手法」 <http://www.nikkuei.or.jp/>

蔵前産業(株)



認定番号 190487
 住 所 前橋市上大島町176-44
 電話番号 027-261-3552
 従業員数 27名
 事業内容 医用機器・半導体装置部品、各種金型製造
 代表者 橋本 勝
 GSマネージャー 高柳辰之
 サブマネージャー 渡邊 徹、吉野 索

わが社の一押し

CTやXT線診断装置の部品加工や金型、半導体装置の部品加工を手掛けておりますが、受注量の増減によって電力の使用量が左右されます。そのため、1万円売上高当たりの電気使用量や軽油・ガソリン使用量を指標として全社員が使用量抑制に取り組んでおります。ISO14001を認証取得以後、隔月のマネジメントレビューにおいて目標達成状況をフォローしながら電気や燃料の使用量の抑制に努めています。各部署単位で展開しているムダ排改善活動においても、さまざまな改善アイデアやものづくり現場の創意工夫によって大きな成果をあげております。営業部門では運転日報から車両単位で運転効率を分析し、運転効率向上を図っております。

現場からひとこと

毎週の環境朝礼で、順番にそれぞれ自分自身の環境保全活動を報告しなければならず、自ずと環境意識が高まります。

(株)エルグ



認定番号 190494
 住 所 富岡市宇田250-6
 電話番号 0274-62-2421
 従業員数 63名
 事業内容 金属製品製造業(めっき加工業)
 代表者 桐原正明
 GSマネージャー 桐原正明
 サブマネージャー 恩田文作、横塚由美子

わが社の一押し

弊社は、「Working with Pleasure」という企業理念を掲げ、『より小さな部品への精密めっき』を特徴としためっき加工業です。
 環境方針～ Harmony with the Earth for Future ～
 地球環境の重要性を認識し、資源の有効活用と環境負荷の軽減に努めます。また、環境と調和した活動を続け、次の世代へ伝えていきます。

現場からひとこと

2003年7月 ISO14001認証取得後着実に環境運動を推進し環境負荷低減活動を続けて参りました。本年度より環境省ガイドライン「エコアクション21」に切り替え、心機一転「我社の環境活動」を継続して参ります。また、RoHS・ELV指令などに対応した『環境配慮製品』へは2005年9月に切り替えを終了しています。

沼田エフエム放送(株)



認定番号 190501
 住 所 沼田市下之町888
 電話番号 0278-22-1600
 従業員数 6名
 事業内容 コミュニティラジオ放送局
 代表者 中林寿緒
 GSマネージャー 千明公男
 サブマネージャー 岡名元治、桑原厚子

わが社の一押し

用紙削減の為、資料は誤字等をパソコン上でチェック、両面印刷を行っています。施設設備管理の為、冷房は欠かせませんが使用しないスタジオはこまめに電灯を消しています。

弊社は全国のコミュニティ放送が加盟する日本コミュニティ放送協会(JCBA)内における次世代のコンテンツ集配送信方式を研究、利用開始するほか加盟局にも提供。この方式により、これまで行っていた番組のCD化、宅配業者による配送をなくし、パソコン上の送配信を可能にしました。よって放送局、録音スタジオ間の膨大な番組の資料、封筒、番組素材CD、配送代等コストの削減とCO2削減がかないました。

現場からひとこと

職員全員が地球環境について知識を持ち、地球温暖化防止や身近な環境問題、省エネ、エコドライブ等をリスナーに呼びかけています。

日本包装システム(株)



認定番号 190535
住 所 前橋市上大島町182
電話番号 027-261-4455
従業員数 48名
事業内容 紙製容器・包装の製造・加工
代 表 者 池島正英
GSマネージャー 大山哲也
サブマネージャー 小宮由香利

わが社の一押し

当社は再資源化が可能な紙トレー、紙皿の生産を行っております。社内で発生する廃紙のうち、使用済みペーパータオル・トイレトペーパーの芯・紙コップ等は焼却処分せず古紙回収とし、焼却物削減を図っています。製造現場では生産不良率低減を課題とするグループ討議を定期的を実施し、事務所内では、両面コピー及び裏紙の活用で紙使用量の削減を図っています。

現場からひとこと

環境に与える影響を削減する為、下記の事項を優先して取り組んでいます。
① 電気・燃料（営業車のガソリン、軽油）・水資源使用量の削減。
② 産業廃棄物の削減と、リサイクルを目的とした分別回収。
部門毎に責任者1名の他は、全て副責任者として従業員が必ず何らかの部門を担当する事としており、『全員参加』で今後も行っています。

(有)久保田運輸



認定番号 190547
住 所 前橋市西善町777-1
電話番号 027-280-8140
従業員数 56名
事業内容 一般区域貨物自動車運送事業
代 表 者 久保田利雄
GSマネージャー 斉藤久雄
サブマネージャー 宮前昌稔

わが社の一押し

軽油を多く使用しないと、業務ができない運送業です。06年1月に環境方針を制定し、「環境にやさしく」をモットーとして、環境保全活動に取り組んでいます。『環境事故は絶対に起こさない』を合言葉に、毎月エコドライブ推進会議を開催し、燃費改善を第一に徹底して管理すると共に、乗務員にも燃費表を各自で記録させて意識徹底を図っています。エコドライブを推進するようになって、安全運転を励行するようになり事故発生が減る効果が出ています。

現場からひとこと

エンジンの回転を計器のグリーンゾーン内におさめることを心がけ、実行することで「環境にやさしい」エコ運転が出来ると実感しています。燃費削減の努力がCO₂削減に直結し、環境にやさしく、温暖化防止になるということで、これからも継続していきたいと思っています。

上毛緑産工業(株)



固有リサイクル技術-のり面緑化PMC工法
認定番号 190548
住 所 吉岡町大字小倉827-87
電話番号 0279-54-7723
従業員数 15名
事業内容 建設業(土・舗・園・水)工事業
代 表 者 高橋範行
GSマネージャー 本多良助

わが社の一押し

循環型社会への貢献を経営理念に、下水道汚泥、建設発生木材や間伐材などの県産木質資源を再生利用した固有のリサイクル緑化製品・技術に長年取り組んでいます。

循環資源の再生利用は、専ら斜面防災・景観保全のための治山やのり面緑化事業の植物生育基盤土壌の造成、固定として使用しています。

環境GS活動としては、意識高揚をはかるため全員参加のOA機器の電力とペーパーの削減を重点に、こまめな電源カット、やれ紙の裏面使用や両面コピーの徹底を進めています。

現場からひとこと

私たちは、循環型社会活動に取り組んでいる組織の一員であることを自覚し、節約や再利用を心がけた職務に取り組みながら、その行動を個々の家庭生活まで広げていきたいと思っています。

(URL <http://www.jouryoku.com>)

ワンポイント アドバイス ONE POINT ADVISE

環境GS
推進員



今回は、
成田 佳生さん
からのアドバイスです。

P (計画・Plan) - D (実行・Do) - C (点検・Check) - A (見直し・Action)

サイクルを適切に運用しましょう。

環境GS認定制度では、取組年度が終了したときは、その結果を継続申請書により、報告することになっています。平成18年4月から施行されているので、初年度に認定された事業者は、既に継続申請書を3回提出しています。この継続申請書を記入するに当たり、環境GSマネージャーまたは環境GSサブマネージャーに特に注意していただきたい事項として、継続申請書「2 取組実績・評価」欄に記入する際に取組状況を適切に評価していただきたいと考えています。この欄に記入することは、P-D-C-AサイクルのC (点検・Check) 及びA (見直し・Action) に該当し、このサイクルを運用していく上で、最も重要な取組だと考えています。



C (点検・Check) は、年度終了後、その年度の実績が目標を達成できたのか、達成できなかったのかを評価するとともに、取組の結果を分析し、分かりやすい形に整理します。この時に目標を達成している事業者は、長期目標を達成するために引続き取組をおこなうことを考えます。目標を達成していない事業者は、新たに短期目標を設定するか、達成できなかった前年分を考慮し更に高い目標を設定するか考えます。しかしながらこの時に目標だけを評価するのではなく、その取組も適切に評価しないと次年度も同じような結果になってしまいます。目標を達成した事業者は、達成した原因は、取組が適切におこなわれた結果なのか、取組以外の要因による偶然の結果なのか、また、どの取組が適切におこなわれたのか、おこなわれていない取組はないか等を考慮し、効果が大きかったと思われる項目を記入します。一方、目標を達成できなかった事業者は、どの取組が不足していたのか、そもそも取組の策定に問題がなかったのか、目標未達成の原因を追究する必要があります。繰り返しになりますが、目標を達成した事業者も目標を達成しなかった事業者も取組状況の点検 (Check) をきちんとおこなってください。取組状況の点検結果を踏まえ、次のA (見直し・Action) をおこなってください。今年度の目標を達成する上でどのような取組をおこなうのか、また前年度の取組を改善する必要があるのか等を考え、今年度の目標の設定及び取組の策定をおこなってください。重要なことは、まず計画を策定する際に、適切な取組を検討又は考慮し策定すること、次に策定した取組を適切におこなうことです。このことにより、目標が達成できます。

P-D-C-Aサイクルを継続的に運用していく上で、C (点検・Check) 及びA (見直し・Action) が重要であることをご理解いただけたでしょうか。

「何事も計画ありき」とか「実行あるのみ」と言われますが、思い付きの計画や行き当たりばったりの行動は、実を結びません。やはり、計画や実行は、今までの知識や経験を踏まえてじっくり考えないと、実を結ばないということです。

(財) 群馬県産業支援機構からのお知らせ

ぐんまビジネスプラザ2009 採択企業 ～ビジネスプラン発表会開催のご案内～

財団法人群馬県産業支援機構では、将来性のある企業の育成を目的として「ぐんまビジネスプラザ」を実施しています。

今年度は、次の5社が採択され、ブラッシュアップを含めた各種支援を行っています。

この度、ビジネスプラン実現に向けた支援の一環として、採択となったビジネスプランの発表会を次のとおり開催いたします。ビジネスパートナーとしてご興味をお持ちの方、金融機関、商社、ベンチャーキャピタル、関係企業の方等、多くの皆様のご来場をお待ちしております。

◆ 日時 平成21年11月19日(木) 13:00～17:00

◆ 場所 群馬産業技術センター 2階 第1研修室(前橋市亀里町884-1)

採択企業・代表者名	テマ
(有)伊藤製作所 (高崎市) 伊藤 弘 機	高齢化社会に貢献する引き戸用手すり「テスリック」の販路開拓
(株)プロト技研 (邑楽町) 古屋 民 雄	バイオマスポリウレタンによる畳床の開発
(株)コンタクト (前橋市) 小 峯 登	動画撮影マシン「キュアルスタジオ」&携帯動画配信サービス「キュアル」の提案
(有)フォルム (高崎市) 久保田 弘 樹	ポイントバックシステムを活用した新しいカーライフの提案
(株)アパートメント (前橋市) 狩 野 明 男	新技術「サンサンクリップ(三段バネ式三支点クリップ)」の販売と戦略

■■■■■お問い合わせ・お申込み先■■■■■

財団法人群馬県産業支援機構 企業支援グループ 担当：関口(セキグチ)

TEL：027-255-6503 FAX：027-255-6161

E-mail：sekiguti-na@g-inf.or.jp URL：http://www.g-inf.or.jp/

※参加費用：無料。定員(80名)に達し次第、締め切らせていただきます。

■ 環境GS事業者に対する支援情報 ■

支援内容	概 要
情報提供・研修会	・情報誌「環境GSニュース」の提供 ・企業経営や環境マネジメントシステム等に関する専門家を招いた研修会開催 ※過去の情報誌及び研修会内容についても、 下記ホームページで掲載 しております。
環境GS推進員の無料派遣	取組や申請事務等に係る助言・支援を行うため、 環境GS推進員を無料で派遣 しています。 派遣申請：下記までお気軽にご連絡ください。
群馬県制度融資エコ改修資金	環境GS認定事業者が、省エネルギー設備や新エネルギー設備の設置・改修工事を行う場合に、 県制度融資「環境GS企業エコ改修資金」 の対象となります。 詳しくは県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/contents?CONTENTS_ID=82088
ロゴマークの使用	環境GS認定事業者は、会社案内、名刺等に右の 環境GSロゴマーク を使用できます。 
そ の 他	・ 商工中金 では、 「環境配慮型経営支援貸付」 の融資対象になります。 ・ 群馬銀行 では、 「環境配慮型」私募債 の対象になります。 ・ 東和銀行 では、 環境配慮型私募債「東和・エコ私募債」 の対象になります。 (東和・エコ私募債は平成21年5月1日から新たに取扱いが開始されました。) 詳しくは、各金融機関へお問い合わせ下さい。
【お問い合わせ】	
★エコ改修資金・ロゴマークについては	県 環 境 政 策 課 ☎ 027-226-2817
★研修会・推進員派遣については	群 馬 県 産 業 支 援 機 構 ☎ 027-255-6561
ホームページ	環 境 G S 認 定 制 度 http://www.g-inf.or.jp/gs/



「群馬県地球温暖化防止条例」を制定しました！

◎条例制定の背景

県ではこれまで、平成18年3月に策定した「第2次群馬県地球温暖化対策推進計画」(新コソコソプラン)に沿って、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を行ってきました。

平成20年度から京都議定書における温室効果ガス削減目標の検証を行う第1約束期間が始まったことを契機に、県としてもその取組をさらに加速させることとし、県、事業者、県民の役割や取組を明らかにして県内の温室効果ガスの排出削減の実効を確保するため、「群馬県地球温暖化防止条例」を制定することとしました(平成21年10月23日公布)。

◎条例の概要

一定要件^{*1}を満たした事業者には、次の6項目の義務が課されます。

- ①温室効果ガス排出削減計画・排出量報告の提出とその公表^{*2}
- ②自動車環境計画・実施報告の提出とその公表^{*2}
- ③自動車通勤環境配慮計画・実施報告の提出とその公表^{*2}
- ④新車の販売における燃費・CO₂排出量の表示と購入者への説明
- ⑤家電製品販売における消費電力・省エネ性能の表示と購入者への説明
- ⑥駐車場設置・管理者への利用者に対するアイドリングストップの周知

※1：対象となる要件は、今後規則で定めます。

※2：①～③の計画は、提出義務がある事業者以外の事業者についても任意に提出することができ、自社の温暖化対策を県のホームページなどで公表することができるようにしております。

また、努力規定としては、

- ・事業活動における環境GS認定制度等、環境マネジメントシステムの導入
- ・エコドライブ、アイドリングストップの推進
- ・レジ袋の削減等容器包装の使用の合理化の促進
- ・公共交通機関・自転車の利用
- ・エネルギー消費量の少ない自動車や電気機器などの購入・使用
- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用推進
- ・森林の保全整備、県産木材の利用推進
- ・農産物の地産地消の推進

などを盛り込んでいます。GS認定企業の皆様におかれましても、条例の趣旨を御理解の上、積極的な温室効果ガス排出削減に向けた取組を実践していただきますようお願いいたします。

◎施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行します。

◎説明会の開催について

各種計画書などの提出義務が生じる事業者などを対象に、条例の概要、計画書・報告書の作成方法などについて、県内各地で説明会を実施します。具体的な日程・会場などは、今後、県ホームページなどでお知らせをいたします。

編集・発行

群馬県環境政策課
TEL：027-226-2817
群馬県産業支援機構
TEL：027-255-6561

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
FAX：027-243-7702
〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7
FAX：027-255-6161



環境に優しい「大豆油インク」を使用しています